

令和2年度版

R2年6月以降申請者用

大津市 不育症治療費助成制度 申請のご案内

制度改正により、令和2年9月30日までに治療（検査）を開始された方と、令和2年10月1日以降に治療（検査）を開始された方で、助成対象が異なります。
次ページ「2.助成の内容」をご確認いただき、不明点は下記までお問合せください。

新型コロナウイルス感染症の影響による治療延期への対応について

新型コロナウイルス感染症の影響による治療延期への対応として、令和2年分の助成対象となる
①妻の年齢要件②夫婦の所得要件が時限的に緩和されます。

①妻の年齢要件について

令和2年(2020年)3月31日時点で

妻の年齢が42歳の場合 ⇒ 治療開始日が44歳になるまでの日であれば助成対象

②夫婦の所得要件について

夫婦それぞれの前年の所得の合計額が730万円を超えていても、次に該当される場合は補助金を申請できる可能性があります。

●新型コロナウイルス感染症の影響により所得が急変し、夫婦それぞれの令和2年の所得の合計額が730万円未満となる見込みがある場合

⇒今年の2月以降申請月までのうち任意の1か月の収入や賞与等の推計から所得判定を行います。

●治療延期により令和2年5月末※までに申請ができなかった場合

⇒前々年の夫婦の所得が730万円未満であれば、前々年所得をもとに申請が認められます。

※1月～5月の申請は前々年の所得、6月～12月は前年の所得で判定を行っております

【ご注意】

所得要件の緩和については、ご自身による所得判定ではなく、給与明細・賞与明細等の書類を追加でご提出いただいた上で、健康推進課にて所得判定をさせていただきます。所得要件の撤廃のための措置ではありませんのでご注意ください。

また、本来は対象外で、新型コロナに対する措置により対象となり（又は可能性があり）申請をされる方、又はご自身が対象となるか不明である方は事前に健康推進課までご連絡ください。

不育症とは

妊娠はするけれども、2回以上の流産、死産等を繰り返して結果的に子どもを持ってない場合、不育症と呼ばれます。大津市では、不育症治療の経済的負担を軽減するため、不育症治療に要する費用の一部を助成しています。

1. 助成対象者 ～次の要件のすべてを満たす夫婦が助成の対象です～

1	治療日現在、夫婦のいずれか一方が大津市内に住所を有している。
2	婚姻の届出をし、引き続き婚姻関係にあること。
3	医療保険法各法による被保険者もしくは被扶養者である。
4	治療開始日の妻の年齢が43歳未満である。 ←令和2年度は年齢要件の緩和があります（表紙①参照）
5	夫婦のいずれも市税等を滞納していない。 市税等とは、市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料などです。
6	夫婦それぞれの前年の所得の合計額が730万円未満であること。（1～5月に申請の場合は前々年の所得） ←令和2年度は所得要件の緩和があります（表紙②参照）

- ☆ 助成対象者に該当するか不明な場合は、大津市健康推進課へお問い合わせください。
- ☆ 申請から助成の決定までに、上記条件を満たさないことが判明した場合、不承認となります。
- ☆ 市税等の納税状況は、市税（固定資産税、軽自動車税等）については大津市役所収納課、大津市国民健康保険料については大津市役所保険年金課へお問い合わせください。

2. 助成の内容

●令和2年9月30日までに治療（検査）を開始された方

1年度につき：

- ① 検査費と治療費の医療保険適用分の本人負担額の2分の1で、上限額5万円
- ② 検査費の医療保険適用外分の本人負担額の全額で、上限額10万円
（いずれも千円未満は切り捨て）

●令和2年10月1日以降に治療（検査）を開始された方

1年度につき：

保険適用内外を問わず、検査費と治療費（治療はアスピリン療法及びヘパリン療法に限る）の本人負担額の2分の1で、上限15万円
（千円未満は切り捨て）

- ☆ 産婦人科を標榜する医療機関での不育症検査と治療が対象です。
- ☆ 助成金を受けとることができる期間は通算5年度まで（助成金の交付を受けなかった年度を除く）とします。
- ☆ 第何子目の検査・治療でも対象となります。

4. 申請方法

下記の必要書類をすべて揃えて、窓口または郵送で申請してください。

【申請先】 大津市健康推進課 母性保健係 TEL：077-528-2748
(〒520-0047 大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津2階)

【必要書類】

1	大津市不育症治療費助成金交付申請書（様式第1号） ご夫婦でよくお読みのうえご記入・署名・押印してください。 ※ 記入は油性のボールペンでご記入ください。 ※ 訂正は訂正印が必要です。
2	不育症治療等実施医療機関証明書（様式第2号） <u>☆ 産婦人科の医療機関で証明を受けてください</u> ※ 医療機関が発行した証明書の「院外処方の有無」が「有」の場合は、院外処方に要した費用も対象となります。但し、薬局が発行する領収書等の添付が必要です。
3	夫婦それぞれの健康保険証の写し
4	申請者本人名義の口座・支店名を確認できるもの（預金通帳の写し） ※ 通帳をお持ちでない方は、ご自身でネットバンクのweb ページから、口座情報を印刷して提出してください。
5	夫及び妻が同一世帯でない場合、法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類 ※ 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）等

※ 必要書類3・4に関しては、原本をお持ちいただければ窓口で写しをとらせて頂きます。

申請前にご確認ください

- **収入がない方（専業主婦など）で申告をされていない方は、所得額の確認ができません。**市役所または支所で収入がない等の申告を済ませておいてください。
(ご家族が会社等でまとめて申請されている場合は、改めての申告は不要です。)
- **住民税課税の基準日1月1日以降に大津市に転入された方は、本市では所得額の確認ができません。**夫婦それぞれの住民税課税（所得）証明書を前住所地より取り寄せてください。
※ 令和2年1月1日時点で大津市に住所を有していない方は、前住所地の「令和2年度住民税課税（所得）証明書」をご用意ください。
- ◎ **住所、続柄、所得などの要件が確認できない場合は、それを証明する書類の提出をお願いする場合があります。**

5. 申請期限

1 治療期間が終了した日の年度内（4月1日～翌年3月31日）に申請してください。
ただし、3月中に治療が終了した場合に限り、翌年度の4月末日（休日の場合はその翌日）までとします。

治療終了日（出産または流産、死産日）	申請期限
令和2年4月1日～令和3年2月28日	令和3年3月31日（水）
令和3年3月1日～令和3年3月31日	令和3年4月30日（金）

- ☆ 申請期限を過ぎての受付はできません（郵送の場合は、当日消印有効）。全ての書類を揃えてご提出ください。
- ☆ 1 治療期間とは、その妊娠にかかる不育症の検査、または治療の開始日からその治療の終了日（出産又は流産、死産等）までとなります。
- ☆ 医療機関での証明書（様式第2号）発行に時間を要する可能性があります。余裕を持って医療機関へご依頼ください。

6. 助成金の交付方法

助成が承認された場合、申請者本人に通知し、申請書記載の口座に助成金を振り込みます。（申請から約2～3か月後）

7. 助成金交付申請の不承認

要件に該当しないなど助成金を交付できない場合は、不承認決定通知書を送付します。

8. その他

医療費の自己負担額が高額となった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた部分が払い戻される高額療養費制度があります。このため、自己負担限度額を本人負担額とみなします。高額療養費制度については加入されている保険者にお問い合わせください。

9. 不妊・不育症相談（大津市）

受診・治療への迷いや悩み、検査や薬、周囲との人間関係など、専門相談員（助産師）が不妊・不育症に関する様々な悩みの相談を受けます。

相談は無料ですので、気軽にご相談ください。面接相談（要予約）を行います。

【日時】 平日10時～16時（一人45分まで）※事前に電話でご予約をお願いします。

